

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律

(平成一八年三月三十一日法律第二三号)

一、提案理由(平成一八年三月一〇日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するため、本法律案を提出した次第であります。

本法律案の内容は、独立行政法人酒類総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講ずるものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一八年三月一六日)

小野晋也君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進しようとするものであります。

その主な内容は、独立行政法人酒類総合研究所をいわゆる非公務員型の独立行政法人とするとともに、同研究所の役職員に対して秘密保持義務を課すことなどであります。

本案は、去る二月二十八日当委員会に付託され、三月十日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、十五日質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成一八年三月三十一日)

池口修次君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、独立行政法人酒類総合研究所について、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進する観点から非公務員型の独立行政法人とするため、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、研究所を非公務員型の独立行政法人とすることの是非、研究成果をより活用する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決

定いたしました。

以上、御報告申し上げます。